

平成 25 (2013) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法（民事訴訟法）

第 1 問

法律上の推定に関する以下の文章を読んで、各小問に答えなさい。

民事裁判（民事訴訟）における推定のうち、法規の適用というかたちで行われるものを法律上の推定と呼ぶ。法律上の推定は、法律上の権利推定、及び、法律上の事実推定に区別され、このうち、法律上の事実推定の例として、民法 186 条 2 項が挙げられる。所有権の取得時効（民法 162 条 1 項・2 項）を援用する当事者 X は、一般の場合には「20 年間」、善意の取得時効の場合は「10 年間」、その物を「占有した」ことを証明しなければならない。それは「20 年間」または「10 年間」一瞬たりとも途切れることなく占有したことをいうのであるが、このことの立証はきわめて困難である。そこで、民法 186 条 2 項は、「前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。」と規定し、証明の負担を軽減している。

(1) 「本証」と「反証」という概念について説明しなさい。(30 点)

(2) 民法 186 条 2 項の推定に基づき所有権の取得時効が認められるのを妨げるためにする相手方当事者 Y の立証活動は、次の①②において、「本証」であるか、「反証」であるか、簡単な理由を付して答えなさい。

①前後いずれか一方の時点での X の占有を否定する証拠を提出すること (10 点)

② X の占有が前後の両時点の間で途切れたことの証拠を提出すること (10 点)

第 2 問

以下の事例について、各小問に答えなさい。

X は、仙台市青葉区にある 1 筆の土地（甲土地）を 20 年前に購入し、甲土地上の一部に乙建物を建築し、そこを住居として暮らしている。2002 年 4 月 1 日、X は、同じく甲土地上の一部に丙建物を建築し、これを Y（及びその家族）に賃貸し（賃料月 8 万円、契約期間 2002 年 4 月 1 日～2004 年 3 月 31 日、以下 2 年ごとに期間を 2 年とする同一内容の建物賃貸借契約が締結されている）、今日に至っている。

2012 年 5 月 1 日、X は、Y を相手取り、「被告 Y は、原告 X に対し、丙建物を明け渡せ。」という判決を求めて仙台地方裁判所に訴えを提起した。

Xがした口頭弁論期日における陳述は、以下のとおりである。「そもそもXが丙建物を建築したのは、当時東京で会社員をしていたXの長男Pが将来仙台でXの生業を継ぐ場合に備えて、丙建物をP一家の住居として利用するためであった。2011年夏、Pの勤める会社が大型リストラを行い、Pは2012年3月末日をもって失業することになった。P一家は、仙台に帰り、Xの生業を継ぐ決心をした。そこで、Xは、丙建物についてYとの間でした賃貸借契約が2012年3月末日で終了することから、当初の予定通りP一家を住ませるため、2011年9月23日に、Yに対し、賃貸借契約をこれ以上更新しない旨を申し入れた。にもかかわらず、Yは、2012年4月1日になっても丙建物を明け渡さなかった。これに対して、Xは、遅滞なく異議を述べたものの、Yが、なお明渡しを拒んでいるため、このような訴えを申し立てたところである」。

これに対してYがした口頭弁論期日における陳述は、以下のとおりである。「Xがその長男Pのため丙建物を必要とするのはよくわかるが、3年ほど前から認知症が進行しているYの両親を丙建物に引き取り、家族ぐるみで介護していることは、Xも承知していることである。10年もの長きにわたり賃貸借契約を締結して平和に暮らしてきたものとしては、余りにも唐突で、本件申立ては棄却されるべきものとする」。

裁判所は、借地借家法28条の正当事由の判断において、双方の言い分を検討したうえで、Xの側に正当事由が十分に備わったものとは言えないが、建物賃借人(Y)に対する財産上の給付(いわゆる立退料)50万円を支払うならば正当事由を認めることができるとして、「被告Yは、原告Xに対し、金50万円の支払と引き換えに、丙建物を明け渡せ。」という判決をした。

(1) このような引換給付判決は許されるか。理由を付して答えなさい。(30点)

(2) もし仮に、Xが「被告Yは、原告Xに対し、金100万円の支払と引き換えに、丙建物を明け渡せ。」という判決を求めていたとする。このとき裁判所は、「被告Yは、原告Xに対し、金50万円の支払と引き換えに、本件丙建物を明け渡せ。」という判決をすることができるか。理由を付して答えなさい。(20点)